

情報基盤強化設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法42の11①、68の15①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

特 別 償 却 の 種 類	1	旧 4 2 条 の 1 1 第 1 項 旧 6 8 条 の 1 5 第 1 項		
情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 区 分	2	旧規20条の5の2第1項()号()	旧規20条の5の2第1項()号()	旧規20条の5の2第1項()号()
情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 種 類 等	3			
情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 名 称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購 入 先	8			
取 得 価 額	9	円	円	円
基 準 取 得 価 額 割 合	10	$\frac{70}{100}$	$\frac{70}{100}$	$\frac{70}{100}$
基 準 取 得 価 額 (9) × (10)	11	円	円	円
特 別 償 却 率	12	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (11) × (12)	13	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	14	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等	事業の用に供した情報基盤強化設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項	15		
	国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無	16	有 ・ 無	有 ・ 無
	適 用 対 象 投 資 額 （「9」の合計）	17	円	
	(17)のうち資本金の額又は出資金の額が10億円以下の時期に取得したものに係るもの	18		
	(17)のうち資本金の額又は出資金の額が1億円以下の時期に取得したものに係るもの	19		

特別償却の付表（五）

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（五）の記載の仕方

1 この付表(五)は、青色申告法人が平成22年改正前の租税特別措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第42条の11第1項《情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成22年旧措置法第68条の15第1項《情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、情報基盤強化設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、平成22年旧措置法第42条の11第1項又は第68条の15第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「情報基盤強化設備等の区分2」には、平成22年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成22年旧措置法規則」といいます。）第20条の5の2第1項各号のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当号等を記載してください。

4 「情報基盤強化設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、情報基盤強化設備等の種類、構造又は用途、細目等を記載します。

5 「情報基盤強化設備等の名称4」には、平成22年旧措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げる情報基盤強化設備等の名称を、例えば「基本システム（サーバー用のオペレーティングシステム）」、「データベース管理ソフトウェア」、「連携ソフトウェア」又は「ファイアウォールソフトウェア」のように記載します。

6 「取得価額9」には、情報基盤強化設備等の取得価額を記載します。

ただし、その情報基盤強化設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「取得価額9」は、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が10億円超の法人並びに相互会社及び外国相互会社については、「適用対象投資額17」が200億円を超える場合には次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{「取得価額9」} = 200\text{億円} \times \frac{\text{情報基盤強化設備等の取得価額}}{\text{「適用対象投資額17」}}$$

8 「償却・準備金方式の区分14」は、その情報基盤強化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「事業の用に供した情報基盤強化設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が情報基盤強化設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。

(2) 「適用対象投資額17」には、当期において取得等をして事業の用に供した、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額を記載します。

なお、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受ける資産については、情報基盤強化設備等から除かれますので、注意してください。

(3) 「適用対象投資額17」の金額が次の区分に応じそれぞれ次の金額の場合には、当該情報基盤強化設備等についてこの制度の適用はありませんので、注意してください。

イ 資本金の額等が10億円を超える法人並びに相互会社及び外国相互会社…1億円未満

ロ 資本金の額等が10億円以下である法人（次のハに掲げる法人を除きます。）…3千万円未満

ハ 資本金の額等が1億円以下である法人並びに公益法人等及び協同組合等（協同組合等である連結親法人を含みます。）…70万円未満

(4) 事業年度の中途において資本金の額等の増減があり、上記(3)イ、ロ又はハの法人のいずれか2以上に該当していた法人については、「(17)のうち資本金の額又は出資金の額が10億円以下の時期に取得したものに係るもの18」には、上記(3)ロ及びハの法人であった時期に取得し事業の用に供したものの合計額を記載し、「(17)のうち資本金の額又は出資金の額が1億円以下の時期に取得したものに係るもの19」には、上記(3)ハの法人であった時期に取得し事業の用に供したものの合計額を記載した上で、上記(3)にかかわらず、次の場合には、それぞれ次によることができます。

イ 「適用対象投資額17」の金額が1億円未満であっても、「(17)のうち資本金の額又は出資金の額が10億円以下の時期に取得したものに係るもの18」の金額が3千万円以上である場合には、「18」の金額の基礎となったものが対象となります。

ロ 「適用対象投資額17」の金額が3千万円未満であっても、「(17)のうち資本金の額又は出資金の額が1億円以下の時期に取得したものに係るもの19」の金額が70万円以上である場合には、「19」の金額の基礎となったものが対象となります。